

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555 (直通)

TEL：026-238-1580 (苦情専用)

TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業所研修会について

新規指定介護保険事業所を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おさください。

また、県介護支援課からも新規指定事業所向けの説明があります。

参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

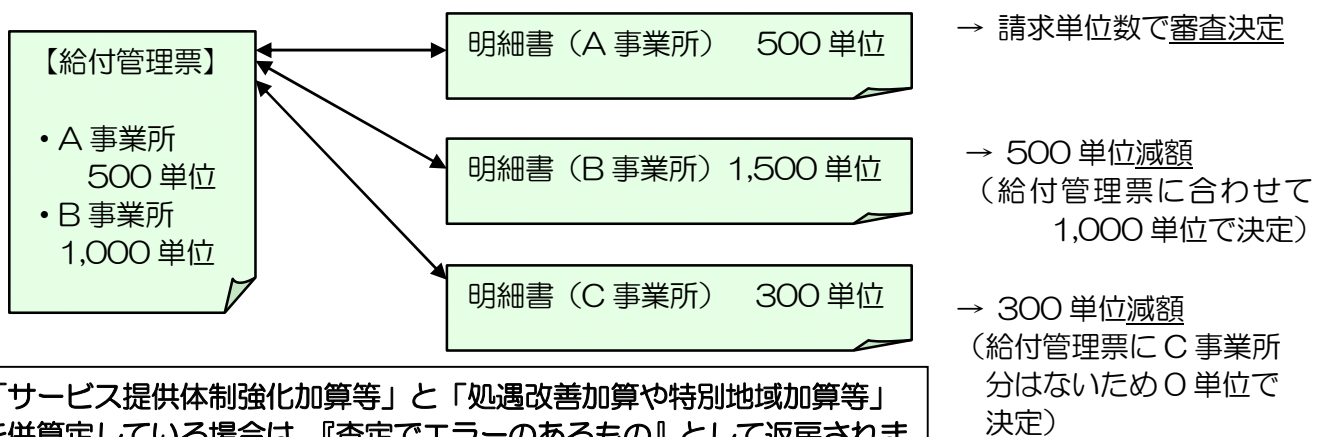
開催日	場所	時間 ※9月と10月の開始時間にご注意ください
平成27年9月28日(月)	松本合同庁舎 202 会議室	午後1時30分～4時
平成27年10月28日(水)	長野県自治会館 5階会議室	午後1時00分～4時

2 給付管理票と請求明細書の突合審査による支給限度額管理について

本会では、居宅介護(予防)サービス事業所の請求明細書と居宅介護(予防)支援事業所の給付管理票の突合を行う支給限度額管理を行っていますが、その結果についての問い合わせが多く寄せられています。

つきましては、以下の内容をご確認ください。

1 支給限度額管理突合基本イメージ



※「サービス提供体制強化加算等」と「処遇改善加算や特別地域加算等」を併算定している場合は、『査定でエラーのあるもの』として返戻されます。その際の対応については信濃の介護保険 No.113 を参照ください。

- ① 給付管理票と請求明細書を突合し、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数を超える場合は、給付管理票の単位数に合わせて減額します。また、給付管理票にサービス事業所もしくはサービス種類が記載されていない場合は、0単位に減額します。→ この場合、介護保険審査増減単位数通知書が送付されます。
- ② 給付管理票が未提出もしくは審査により返戻となった場合、請求明細書は保留または返戻になります。→ この場合、請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表が送付されます。

2 給付管理票に不備があった場合のサービス事業所等の対応

(1) 介護保険審査増減単位数通知書に増減単位数が表示された場合（前ページ①の場合）

【原因】

- ・居宅介護（予防）支援事業所から提出された給付管理票に記載されている給付計画単位数が、請求明細書の限度額管理対象単位数より低いため。（事由B：「給付管理票の実績を超えるもの」と表示）
- ・居宅介護（予防）支援事業所から提出された給付管理票に、当該サービス事業所の記載がない、もしくは請求明細書と異なるサービス種類コードが記載されているため。（事由A：「給付管理票に実績が記載されていないもの」と表示）

【請求明細書単位数が正しい場合の対応】

- ・居宅介護（予防）支援事業所に給付管理票の修正を依頼します。請求明細書の取り下げや再提出は不要です。

【給付管理票計画単位数が正しい場合の対応】

- ・当該請求明細書の過誤を保険者に依頼し、修正した請求明細書を再請求ください。

(2) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の備考欄に「保留」と表示された場合（前ページ②の場合）

【原因】

- ・居宅介護（予防）支援事業所から給付管理票が提出されていないか、給付管理票が返戻となったため。

【対応】

- ・居宅介護（予防）支援事業所に給付管理票の提出（返戻の場合は再提出）を依頼します。長野県では2ヶ月の請求明細書保留期間を設けており、この期間内に給付管理票が提出されれば請求明細書の再提出は不要です。ただし2ヶ月を過ぎても給付管理票が提出されない場合、サービス事業所等に返戻されますので請求明細書の再提出が必要です。

※居宅介護（予防）支援事業所へはサービス事業所等の減額・保留等の情報は通知しておりませんので、上記の結果が表示された場合には、居宅介護（予防）支援事業所へご確認ください。

3 サービス事業所等から連絡を受けた場合の居宅介護（予防）支援事業所における対応

(1) サービス事業所等から、請求明細書が「減額」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・給付管理票は提出されているが、給付管理票に記載された給付計画単位数が、サービス事業所の限度額管理対象単位数より小さい（事由Bの場合）、もしくは、給付管理票に当該サービス事業所や正しいサービス種類コードが記載されていないため（事由Aの場合）。

【請求明細書単位数が正しい場合の対応】

- ・修正した給付管理票を、作成区分「修正」で提出します。

【給付管理票計画単位数が正しい場合の対応】

- ・サービス事業所等が当該請求明細書を過誤し、修正した請求明細書を再請求するので、給付管理票の再提出は不要です。

(2) サービス事業所等から、請求明細書が「保留」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・給付管理票が提出されていない、または提出した給付管理票が返戻になっているため。

【対応】

- ・給付管理票を作成区分「新規」で提出します。

※ 給付管理票は、サービス事業所等の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないようご注意ください。

平成27年8月請求分の支払日は9月29日（火）、10月請求分の締め切りは10月10日（土）です。
※10月10日（土）は8:30～16:30まで自治会館で受付しております。